

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件二件 五
- 生活保護法による指定介護機関の事業者の名称及び所在地を変更した旨届出があった件 六
- 生活保護法による指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった件二件 六
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 七
- 保安林の指定をする旨通知があった件 七
- 公有水面埋立ての免許に係る出願事項の変更を許可した件 八
- 都市計画を変更した件 九
- 落札者を決定した件 九
- 肥料を登録した件 九
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 一〇
- 土地改良区の清算人が退任した旨届出があった件 一〇
- 土地改良区連合の役員が退任した旨届出があった件 一一
- 土地改良区連合の役員が就退任した旨届出があった件 一一
- 一般競争入札を行う件四件 一二
- 正 誤 一三
- 平成二十六年十二月十九日付け定例第二千六百五十二号中 一六

告 示

福島県告示第二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立

の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十七年一月十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
リハビリデイサービス nagom i 福島大森店	福島市大森字本町一七	瀬戸商事株式会社	福島県福島市瀬上町字裏六一二	平成二六年一〇月二八日	通所介護 介護予防通所介護
二四時間訪問介護看護ステーション花桃館	同 市飯坂町湯野字湯ノ上一三一	社会福祉法人とやの福祉会	同 県同 市上鳥渡字樋ノ口北五二	同 年一〇月一日	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
デイサービスセンター花桃館	同	同	同	同 日	通所介護 介護予防通所介護

（社会福祉課）

福島県告示第二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十七年一月十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

事業所の名称	事業者の名称	事業者の主たるサービス

局相馬店	沼字坪ヶ 迫三三 八	株式会社	丸の内一―一― 三二日	管理指導 介護予 防居室療 養管理指 導
------	------------------	------	----------------	----------------------------------

(社会福祉課)

福島県告示第二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった。

平成二十七年一月十六日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
居宅介護支援事業所 きぼ	福島市笹谷字谷地前二二―三五シニアホームせんじゅ内	フジケアサービス株式会社	福島県郡山市喜久田町卸一―一七―一	平成二六年一月一日	居宅介護支援
おおもりの指定居宅介護支援事業所	同	おおもりの指定居宅介護支援事業所	同	同日	居宅介護支援
ウエル・ピーイング株式会社	同 市大森字下町三―三	ウエル・ピーイング株式会社	同 県福島市大森字下町三―三	同 年一〇月一日	訪問介護 福祉用具貸与 介護予防 訪問介護

J Aふたば富岡ヘルシーン	双葉郡富岡町中央一―一六	ふたば農業協同組合	同 県同 市飯坂町平野字三枚長一―一	同 〇日	年九月三 訪問介護 介護予 防訪問介 護
---------------	--------------	-----------	--------------------	------	----------------------------------

(社会福祉課)

福島県告示第二十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十七年一月十六日から同年二月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び富岡町郡山事務所産業振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年一月十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ富岡店 福島県双葉郡富岡町大字本岡字新夜ノ森二百四十四番二ほか
- 二 法第八条第一項の規定により富岡町から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十七年一月十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 保安林予定森林の所在場所
いわき市平薄磯字根本六八の一
- 二 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 三 指定実施要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

〔森林保全課〕

福島県告示第二十九号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第十三条の二第一項の規定により、公有水面埋立ての免許に係る出願事項の変更について、次のとおり許可した。

平成二十七年一月十六日

（小名浜港港湾管理者 代表者）

福島県知事 内堀 雅雄

一 許可を受けた者の氏名及び住所又は名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名

福島県

事務所所在地 福島県福島市杉妻町二番一六号

代表者の氏名 福島県知事 内堀 雅雄

二 免許の年月日 平成一〇年一月二二日

三 許可の年月日 平成二六年一月二六日

四 変更事項

1 区域

（変更前） 次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑬の地点を結ぶ平成八年の秋分の満潮位（D・L・プラス一・三メートル）における公有水面と既設工作物（第一西防波堤）との境界線により囲まれた区域

①の地点 下神白一等三角点（北緯三六度五六一八秒五六七、東経一四〇度五五分一一秒七七九）から二六三度一分三八秒、一、八〇四・五二メートルの地点

②の地点 ①の地点から一六七度三六分一八秒、四五四・七三メートルの地点

③の地点 ②の地点から一二二度一六分三〇秒、一八二・一〇メートルの地点

④の地点 ③の地点から一三八度一四分一六秒、一六・五〇メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から二二八度一四分一六秒、一九七・六九メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から二二二度一六分三〇秒、二〇四・九九メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から三〇二度一六分三〇秒、三・一〇メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から二二二度一六分三〇秒、四五・〇〇メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から三〇二度一六分三〇秒、一七・〇〇メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から二二二度一六分三〇秒、三〇七・〇〇メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から三〇二度一六分三〇秒、二四二・五〇メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から二二二度一六分三〇秒、三・〇〇メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から三〇二度一六分三〇秒、二八七・〇〇メートルの地点

（変更後） 次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑬の地点を結ぶ平成八年の秋分の満潮位（D・L・プラス一・三メートル）における公有水面と既設工作物（第一西防波堤）との境界線により囲まれた区域

①の地点 下神白一等三角点（北緯三六度五六一八秒五四九、東経一四〇度五五分一一秒八五九）から二六三度一分三八秒、一、八〇四・五二メートルの地点

②の地点 ①の地点から一六七度三六分一八秒、四五四・七三メートルの地点

③の地点 ②の地点から一二二度一六分三〇秒、一八二・一〇メートルの地点

④の地点 ③の地点から一三八度一四分一六秒、一六・五〇メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から二二八度一四分一六秒、一九七・六九メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から二二二度一六分三〇秒、二〇四・九九メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から三〇二度一六分三〇秒、三・一〇メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から二二二度一六分三〇秒、四五・〇〇メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から三〇二度一六分三〇秒、一七・〇〇メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から二二二度一六分三〇秒、三〇七・〇〇メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から三〇二度一六分三〇秒、二四二・五〇メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から二二二度一六分三〇秒、三・〇〇メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から三〇二度一六分三〇秒、二八七・〇〇メートルの地点

2 面積

（変更なし）

埋立地の用途及び規模

（変更前）

ふ頭用地 約二四・四ヘクタール

保管施設用地 約一七・五ヘクタール

緑地 約五・五ヘクタール

道路用地 約一・二ヘクタール

3

(変更後)
ふ頭用地 約二七・〇ヘクタール
保管施設用地 約一四・九ヘクタール
緑地 約五・五ヘクタール
道路用地 約一・二ヘクタール

(港 湾 課)

福島県告示第三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第十八条第一項の規定により、喜多方都市計画道路を変更した。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年一月十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 変更した都市計画道路の名称
1 (変更前) 三・四・一号塩川幹線
(変更後) 三・四・八号塩川幹線
 - 2 (変更前) 三・四・二号栄町線
(変更後) 三・四・九号栄町線
 - 3 (変更前) 三・四・四号窪東谷地線
(変更後) 三・四・一〇号窪東谷地線
 - 4 (変更前) 三・五・三号中町身神線
(変更後) 三・五・五号中町身神線
- 二 縦覧に供する図書
縦覧図及び計画書の写し
- 三 縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県喜多方建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

公 告

公告第9号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県庁北庁舎整備（建築）工事の請負について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成27年1月16日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
福島県庁北庁舎整備（建築）工事 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部文書管財総室施設管理課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成26年11月18日
- 4 落札者の氏名及び住所
青木あすなろ建設株式会社 東京都港区芝四丁目8番2号
- 5 落札金額
3,045,600,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成26年10月24日

(施設管理課)

公告第十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百七十七号）第七条の規定により、肥料を次のとおり登録した。

平成二十七年一月十六日

福島県知事 内堀 雅雄

登録番号 (福島県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)			その他の規格	氏名又は名称	住所	登録の有効期限
			窒素全量	りん酸全量	加里全量				
			4.0	2.0	—				
843	混合有機質肥料	TG混合有機質肥料 420号	4.0	2.0	—	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	片倉チツカリン株式会社	東京都千代田区九段北一丁目13番5号	平成29年12月17日

(農業総合センター)

公告第十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十七年一月十六日

福島県知事 内堀 雅雄

土地改良区の名称
白河市土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 齋藤 良道

同 砂塚 功

同 石井 嘉雄

同 萩川 正弘

同 和田 一男

住所

白河市影鬼越二六番地

同 市飯沢四番地一

同 市大善知鳥坂一九番地一

同 市久田野八一番地

同 市本沼八番地

同	菅原 修一	同	市白坂石阿弥陀二五九番地
同	関谷 亮一	同	市白坂下黒川二二四番地
同	石田 操	同	市萱根新小萱一五番地
同	和知 孝夫	同	市小田川小田ノ里六八番地
同	鈴石 力雄	同	市豊地大谷地一六番地
同	双石 義資	同	市双石日向一三番地
同	佐川 賢司	同	市板橋竹ノ内一二一番地
同	佐藤 泰徳	同	市田島四五番地
同	齋藤 公輝	同	市借宿株木二七番地
同	穂積 祐幸	同	市旗宿関ノ里六八番地二
同	熊崎 新壽	同	市関辺上ノ原三四番地二
同	小林 喜四夫	同	市関辺瀬戸谷地一三一三番地
同	長谷川 弘惟	同	市七番町二九番地
同	富山 倉治	同	市大鹿島前一番地
同	鈴木 高男	同	市萱根根田一〇番地
同	有賀 良雄	同	市田島本木前一五番地
就任した役員		住所	
役別 氏名		白河市	
理事 関谷 亮一		市白坂下黒川二二四番地	
同 砂塚 功		市飯沢四番地一	
同 邊見 政敏		市大久保四五番地	
同 萩川 正弘		市久田野八一番地	
同 和田 一男		市本沼八番地	
同 糸井 勇一		市白坂皮籠二三番地	
同 石田 操		市萱根新小萱一五番地	
同 和知 孝夫		市小田川小田ノ里六八番地	
同 星 一一		市小田川登木三八番地一	
同 鈴木 喜好		市双石日向二二番地	
同 芳賀 庸博		市舟田六四番地	
同 鈴木 善雄		市田島七六番地	
同 齋藤 公輝		市借宿株木二七番地	
同 穂積 広		市旗宿関ノ里七四番地	
同 熊崎 新壽		市関辺上ノ原三四番地二	
同 小林 喜四夫		市関辺瀬戸谷地一三一三番地	
同 齋藤 茂		市影鬼越二六番地	
同 佐藤 良一		市西小丸山四七番地二	
同 菅原 修一		市白坂石阿弥陀二五九番地	
同 鈴木 清勝		市小田川上早稲田五七番地一	
同 矢内 照美		市関辺吉ヶ沢一三二番地	

公告第十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人が退任した旨届出があつた。

平成二十七年一月十六日

土地改良区の名称
郡山市田母神土地改良区

福島県知事 内堀 雅雄

退任した役員

役員 氏名

住所

清算人	平栗 一男	郡山市田母神字矢内作三二番地
同	中畑 忠孝	同 市田母神字松ノ木三三番地
同	遠藤 武房	同 市田母神字新屋敷七五番地
同	田母神 一二	同 市田母神字北向四五番地
同	植田 稔	同 市田母神字堀ノ内六一番地
同	小島 七郎	同 市田母神字南ノ内五八番地
同	渡邊 武仁	同 市田母神字平内一九番地
同	小島 年春	同 市田母神字中井三五番地
同	先崎 孝太郎	同 市田母神字赤坂三三番地
同	有馬 善夫	同 市田母神字馬場九六番地
同	吉田 秀吉	同 市田母神字黒甫一九九番地
同	上遠野 大吉	同 市田母神字黒森三番地
同	須藤 隆志	同 市田母神字石休場九六番地
同	遠藤 正美	同 市田母神字新屋敷三六番地
同	松岡 孝典	同 市田母神字矢内作九番地

(農村計画課)

公告第十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十四条において準用する同法第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区連合の役員が退任した旨届出があつた。

平成二十七年一月十六日

土地改良区の名称
会津南部土地改良区連合

福島県知事 内堀 雅雄

退任した役員
役員 氏名

住所

理事	齋藤 善平	河沼郡会津坂下町大字宮古字中西九八番地
同	横山 源栄	同 郡同 町大字中泉字中屋敷一七七四番地
同	岩淵 一	同 郡同 町大字青木字葎尻六番地
同	角田 孝	同 郡同 町大字金上字館一六九番地

(農村計画課)

公告第十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十四条において準用する同法第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区連合の役員が退任し、及び就任した旨届出があつた。

平成二十七年一月十六日

土地改良区の名称
会津南部土地改良区連合

福島県知事 内堀 雅雄

退任した役員

役員 氏名

住所

理事	馬場 幹雄	大沼郡会津美里町字大八郷乙六八番地
同	佐藤 寛	会津若松市大戸町宮内一〇三番地の一
同	伊藤 守夫	同 市北会津町下荒井八一番地
同	佐藤 美代志	河沼郡湯川村大字堂畑字二本柳甲二三三番地
同	山田 利美	大沼郡会津美里町大石字家北二二九六番地
同	高橋 勝昭	河沼郡湯川村大字勝常字代舞一七四五番地
同	井関 征生	会津若松市門田町大字面川字花坂一〇六番地
同	高野 源一	同 市北会津町西後庵三三〇番地

就任した役員

理事	齋藤 善平	河沼郡会津坂下町大字宮古字中西九八番地
同	佐藤 寛	会津若松市大戸町宮内一〇三番地の一
同	馬場 幹雄	大沼郡会津美里町字大八郷乙六八番地
同	横山 源栄	河沼郡会津坂下町大字中泉字中屋敷一七七四番地
同	佐藤 美代志	同 郡湯川村大字堂畑字二本柳甲二三三番地
同	伊藤 守夫	会津若松市北会津町下荒井八一番地
同	岩淵 一	河沼郡会津坂下町大字青木字葎尻六番地
同	高橋 勝昭	同 郡湯川村大字勝常字代舞一七四五番地
同	山田 利美	大沼郡会津美里町大石字家北二二九六番地
同	高野 源一	会津若松市北会津町西後庵三三〇番地
同	石川 源一	河沼郡会津坂下町大字五香字十日町五二三番地
同	井関 征生	会津若松市門田町大字面川字花坂一〇六番地

(農村計画課)

公告第15号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成27年1月16日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 ストロンチウム90測定用誘導結合プラズマ質量分析システム 1式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成27年7月21日（火）
- (4) 納入場所 福島県環境創造センター（仮称）三春町施設本館

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成27年2月6日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成27年1月16日（金）から平成27年2月9日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成27年1月26日（月）午後1時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成27年3月2日（月）午前11時 福島県出納局入札用度課（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成27年2月27日（金）午後5時までに必着のこと。）

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Inductively coupled plasma mass spectrometer system for 90Sr 1set

(2) Time-limit of tender(by hand) : 11:00 a.m.,2 March 2015

(3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m.,27 February 2015

(4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

（入札用度課）

公告第16号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成27年1月16日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の件名及び数量
 - ア 試料調整用局所排気装置 一式
 - イ 有機溶媒用局所排気装置 一式
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
 - (3) 納入期限 平成27年7月21日（火）
 - (4) 納入場所 福島県環境創造センター（仮称）三春町施設本館
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
 - (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
 - (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
 - (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成27年2月9日（月）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7563
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において平成27年1月16日（金）から平成27年2月9日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
 - (2) 入札説明会の日時及び場所 平成27年1月26日（月）午後2時 福島県出納局入札用度課
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 1の(1)のイに掲げる物品等 平成27年2月27日（金）午後1時 福島県出納局入札用度課
 - イ 1の(1)のイに掲げる物品等 平成27年2月27日（金）午後1時30分 福島県出納局入札用度課
（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成27年2月26日（木）午後5時までに必着のこと。）
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示

す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
 - ① Compounding local exhaust ventilation system 1set
 - ② Organic solvent local exhaust ventilation system 1set
- (2) Time-limit of tender(by hand) :
 - ① 1:00 p.m.,27 February 2015
 - ② 1:30 p.m.,27 February 2015
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m.,26 February 2015
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)

公告第17号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成27年1月16日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 放射性核種分析用局所排気装置 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成27年7月21日（火）
- (4) 納入場所 福島県環境創造センター（仮称）三春町施設本館

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成27年2月9日（月）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課

電話 024-521-7563

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成27年1月16日(金)から平成27年2月9日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成27年1月26日(月)午後2時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成27年2月27日(金)午後2時 福島県出納局入札用度課(郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成27年2月26日(木)午後5時までに必着のこと。)

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Radioactive nuclide analysis local exhaust ventilation system 1set

(2) Time-limit of tender(by hand) : 2:00 p.m.,27 February 2015

(3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m.,26 February 2015

(4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)

公告第18号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

平成27年1月16日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の件名及び数量 ケミカルハザード用局所排気装置 一式

(2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。

(3) 納入期限 平成27年7月21日(火)

- (4) 納入場所 福島県環境創造センター（仮称）三春町施設本館
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成27年2月9日（月）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7563
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において平成27年1月16日（金）から平成27年2月9日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成27年1月26日（月）午後2時 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成27年2月27日（金）午後2時30分 福島県出納局入札用度課（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成27年2月26日（木）午後5時までに必着のこと。）
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Chemical hazard local exhaust ventilation system 1set
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 2:30 p.m.,27 February 2015
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m.,26 February 2015
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)

五九八		下	頁	段	行	正	誤
二〇	一九						
一一二の二七、一一二の二一	六九の七、六九の八						
一一二の二七	六九の七						

○平成二十六年十二月十九日付け定例第二千六百五十二号中

正 誤

